

燕市告示第 194 号

燕市シニア NEXT 人材バンク整備事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

燕市長 鈴木 力

燕市シニア NEXT 人材バンク整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者等の社会参加を促進するため、就労的活動を  
したい高齢者等と就労的活動の場を提供する民間企業、団体等をマッチング  
し、個人の特性又は希望にあった活動をコーディネートする燕市シニア  
NEXT 人材バンク整備事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な  
事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定  
めるところによる。

- (1) 高齢者等 おおむね60歳以上の人をいう。
- (2) 就労的活動 一般的な就労とは異なり、企業等での軽微な就労やボラ  
ンティア活動、地域での活動等をいう。
- (3) 就労的活動支援コーディネーター 就労的活動をしたい高齢者等と就  
労的活動の場を提供する民間企業、団体等をマッチングし、個人の特性  
や希望にあった活動をコーディネートする人をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、燕市とする。

- 2 市長は、事業の全部又は一部を適切に実施できると認められる社会福祉  
法人等に委託することができる。
- 3 市長は、前項の規定により事業を社会福祉法人等に委託するときは、受  
託者と互いに連携を図り、事業を進めるものとする。

(実施内容)

第4条 事業の実施内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個別相談及び個人の特性又は希望にあった就労的活動の場のコーディネート
- (2) 就労的活動に関する説明会及び講習会の実施
- (3) 就労的活動参加後の定着支援
- (4) 市内の民間企業、団体等の就労的活動の場の開拓及び確保
- (5) 市内の民間企業、団体等の連携及びネットワークの構築
- (6) 事業の広報及び啓発
- (7) 前各号に掲げるもののほか、就労的活動の支援のために市長が必要と認める事業

(就労的活動支援コーディネーターの要件)

第5条 就労的活動支援コーディネーターは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地域の産業に精通している者又は中間支援を行う団体等であり、地域コーディネート機能を適切に担うことができる者
  - (2) 生涯現役社会の実現及び市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体や民間企業、団体等と連絡調整できる立場の者
- (事業計画及び報告)

第6条 第3条第2項の規定により事業の全部又は一部を委託した場合において、受託者は、事業開始に当たり事業計画を作成するとともに、事業完了後、速やかに事業実績について必要書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(秘密保持)

第7条 事業に従事する者又は従事していた者は、利用者の個人情報の取扱いに万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。